

10月の無料相談

※10月12日(月・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 8日(木)・22日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	7日(水)	13:00~16:00 真鍋事務所(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談(合同相談)	20日(水)	10:30~15:00 市民会館(広報広聴課☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関する事(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関する事 (県委嘱相談員)、(弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	5日(月)	10:00~12:00	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	9日(金)・16日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関する事 (精神科医師)予約制、1日2件まで
	26日(月)	10:00~12:00	

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
	10日(土)	10:00~15:00		
法律相談	22日(木)	13:30~15:30		
法律関連一般相談	9日(金)・23日(金)	13:00~16:00		
一般相談(外国人相談を含む)	9日(金)・23日(金)	13:00~16:00		
DVヘルプライン(電話相談)	15日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関する事

高齢者トラブルに遭わないために ～悪質業者の手口を知ろう～

消費生活センターから

☎823-3928

◆相談1

「電話機は故障していませんか?」と突然大手電話会社をかたった業者が訪ねてきた。2、3件電話をかけてみたら故障しているので、新しい電話機に取り替えた方がよいと購入を勧められた。家族に相談すると断った。業者が帰った後、再度電話をかけてみたところ何も不具合なところがなく不審だ。

◆相談2

2日前に、注文をしていない政治に関する本が届いた。3万9000円と書かれた振込用紙が同封されている。購入するつもりはないので、どうすればよいか。

◆アドバイス

相談1は、販売業者が「有名企業や公的機関の職員、その関係者」であるかのように思わせて商品やサービスを契約させようとする「かたり商法」と呼ばれるものです。センターで確認をしたところ、大手電話会

社が点検などのために戸別訪問をすることはないので、細工をすることにより通話ができない状況を作り出したものと思われます。

また、公的機関を装った業者の口から「～しなければなりませんよ」などという言葉が出たら要注意です。

相談2は「送りつけ商法」といい、返品や、購入しない旨の意思表示がないと購入を承諾したものとして代金を請求する販売方法です。注文していない商品の代金を支払う必要はありません。センターから業者に連絡をとり、着払いで返品することとしました。

このほか、多くの高齢者が持つ健康面や経済的な不安をあまり、言葉巧みに近づいてきた業者とのトラブルも寄せられています。困ったときは、ひとりで抱え込まずに早めに周囲の人や消費生活センターに相談しましょう。